

令和7年度
農林水産省政策評価実施計画

令和7年6月

農林水産省

目 次

I	計画期間	1
II	事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法	1
1	農林水産省の主要な政策	1
2	公共事業	6
3	研究開発	6
4	規制	6
5	租税特別措置等	6
	(別表1-1) 政策体系	7
	(別表1-2) 令和6年度の政策評価体系	8
	(別表2) 公共事業	9
	(別表3) 規制	13
	(別表4) 租税特別措置等	14

令和7年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条及び農林水産省政策評価基本計画（令和7年4月11日農林水産大臣決定。以下「政策評価基本計画」という。）第8に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

I 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

II 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

1 農林水産省の主要な政策

(1) 事後評価の対象とする政策

(1-1) 農政分野

ア 別表1-1の政策体系に掲げる中目標I-1～I-7に属する政策分野について、令和7年度に実施する政策を評価するための政策評価書の様式を令和7年度末までに定める。

イ 別表1-2の令和6年度の政策評価体系の中目標1～4に属する政策分野（総合評価を行う政策分野を除く。）について、(2)(2-1)アに定めるところにより、実績値（原則として、令和6年度の実績値で把握するものとし、令和6年度の実績値の把握が困難な場合はそれ以前の直近の年度の実績値とする。以下同じ。）の測定（モニタリング）を行うとともに、特に必要があると認められるときは、評価を行う。

(1-2) 林政分野

ア 別表1-1の中目標IIに属する政策分野について、(2)(2-2)イに定めるところにより、「令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」の作成を行うとともに、必要に応じて測定指標等の見直しを行う。

イ 別表1-2の中目標5に属する政策分野について、令和6年度に実施した政策を対象として、(2)(2-2)ウ及びエに定めるところにより評価を行う。

(1-3) 水産行政分野

ア 別表1-1の中目標Ⅲに属する政策分野について、(2)(2-2)イに定めるところにより、「令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」の作成を行うとともに、必要に応じて測定指標等の見直しを行う。

イ 別表1-2の中目標6に属する政策分野について、実績値の測定(モニタリング)を行うとともに、特に必要があると認められるときは、評価を行う。

(2) 具体的な事後評価の方法

(2-1) 農政分野

ア 実績値の測定(モニタリング)の方法

各局の政策評価担当課は、「令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」に実績値を記載し、大臣官房広報評価課(以下「広報評価課」という。)に提出する。また、特に必要があると認められるときは、広報評価課の定める方法により、簡易な評価を行う。

イ 令和7年度以降の事後評価の実施方法

令和7年度以降に行う評価の手順等について、令和7年度末までに定める。

(2-2) 林政分野及び水産行政分野

ア 評価の方法

林政分野及び水産行政分野については、実績評価方式を用いる。

イ 目標及び政策手段の設定

(ア) 各庁の政策評価担当課は、当該政策分野に係る課と調整の上、事前分析表を作成し、広報評価課に提出する。事前分析表の様式は、各府省統一的な標準様式を基に、広報評価課長が定める。事前分析表においては、森林・林業基本計画又は水産基本計画といった上位計画に則し、政策分野の目指すべき姿、当該姿に則した目標、当該目標を実現するために講じられる予算事業や法制度等の政策手段等を明らかにする。また、政策評価担当課が事前分析表を作成するに当たっては、以下のような観点に留意する。

① 設定された目標及び目標値について、政策分野の目指すべき姿に照らした妥当性

② 政策手段について、目標と政策手段との関係の適切性、関係する政策分野相互の整合性

(イ) 広報評価課は、(ア)により提出された事前分析表について、以下のような観点から審査する。

① 森林・林業基本計画又は水産基本計画といった上位計画との整合性

② 国民生活、社会経済、農林水産業等又は農山漁村に対する成果(アウトカム)の具体性

③ 国民にとっての分かりやすさ

④ 農林水産省における政策分野相互の整合性

(ウ) 広報評価課は、事前分析表を農林水産省としての決定手続を経た上で公表する。

ウ 評価の実施

(ア) 評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

(イ) 各庁の政策評価担当課は、当該政策分野に関係する課と調整の上、エの達成度合いの判定等を行った上で、政策評価書を作成し、広報評価課に提出する。政策評価書の様式は、各府省統一的な標準様式を基に、広報評価課長が定める。また、政策評価担当課が政策評価書を作成するに当たっては、実績値の把握方法、目標値に対する政策手段の有効性等要因の分析、改善・見直しの方向の妥当性等に留意する。

評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して実績値の測定（モニタリング）を行い、事前分析表に記載し、広報評価課に提出する。

(ウ) 広報評価課は、(イ)により提出された政策評価書について、評価結果の妥当性等を審査する。

(エ) 広報評価課は、政策評価書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で、8月末を目途に公表する。

エ 達成度合いの判定等

(ア) あらかじめ設定した測定指標の目標値に対する実績値を測定し、以下の表に定めるところにより、測定指標単位の目標の達成度合いの判定を行う。

<測定指標単位の目標の達成度合いの判定>

	i. 達成度合いを定量的に判定する場合		ii. 達成度合いを定性的に判定する場合	
	ランク	判定基準	ランク	判定基準
達成度合い	A'	目標値に対する達成度合いが150%を超える		
	A	目標値に対する達成度合いが90%以上150%以下	A(おおむね有効)	個別の測定指標ごとに設定
	B	目標値に対する達成度合いが50%以上90%未満	B(有効性の向上が必要である)	個別の測定指標ごとに設定
	C	目標値に対する達成度合いが50%未満	C(有効性に問題がある)	個別の測定指標ごとに設定

(注1) 「i. 達成度合いを定量的に判定する場合」における達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法(当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法)又は直接比較法(当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法)を用いることを基本とする。

【計算式例】

差分比較法：達成度合い(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100

直接比較法：達成度合い(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100

(注2) 達成度合いを定性的に判定する場合における判定基準は、事前分析表において個別の測定指標ごとに設定する。

(イ) また、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づき、以下の表に定めるところにより、政策分野単位の目標の達成度合いの判定を行う。

<政策分野単位の目標の達成度合いの判定>

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン上の5段階区分		判定方法	
区分	内容	手順1	手順2
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	全ての測定指標が「A'」又は「A」	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数以上
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの		政策分野ごとの測定指標のうち「A'」が半数未満
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの	「B」又は「C」の測定指標を含む	政策分野ごとの測定指標のうち「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が半数以上、かつ、「C」が4分の1以下
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの		③及び⑤のいずれにも該当しない場合
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの		政策分野ごとの測定指標のうち「C」が半数以上、かつ、「A'」、「A」及び「B（ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。）」が4分の1以下

(ウ) 加えて、以下の①から③の基準に該当する測定指標については、政策評価基本計画に定める必要性、効率性、有効性の観点のうち、特に有効性の観点からの評価を一層重視し、十分な要因の分析を行うとともに、改善・見直しの方向を提示する。

- ① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標
- ② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標

③ 達成度合いが「A'」となった指標

(エ) 大規模災害等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地分を除いて令和6年度の目標値を改めて設定した上で実績値を測定し、達成度合いの判定を行う。その際、(ウ)の①又は③の基準に該当する測定指標については、要因の分析等を行う。

(2-3) 横断的に関係する分野

令和7年度以降に行う評価の手順等について、令和7年度末までに定める。

2 公共事業

(1) 事後評価の対象とする政策

別表2に掲げる公共事業を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

ア 期中の評価については、政策評価基本計画第8の2(1)ウに掲げる取組方針に沿って行う。

イ 完了後の評価については、政策評価基本計画第8の2(2)ウに掲げる取組方針に沿って行う。

3 研究開発

令和7年度は、事後評価の対象とする政策に該当するものはない。

4 規制

(1) 事後評価の対象とする政策

別表3に掲げる規制を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

政策評価基本計画第8の4(3)に掲げる取組方針に沿って行う。

5 租税特別措置等

(1) 事後評価の対象とする政策

別表4に掲げる租税特別措置等を対象とする。

(2) 具体的な事後評価の方法

政策評価基本計画第8の5(3)に掲げる取組方針に沿って行う。

政策体系

1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	I-1 我が国の食料供給	①国内の食料供給 ②食料自給力の確保 ③付加価値向上に向けた取組 ④農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理 ⑤動植物防疫の確実な実施 ⑥不測時における食料供給の確保 ⑦輸入の安定化 ⑧国際戦略
	I-2 輸出の促進	⑨農林水産物・食品の輸出の促進 ⑩食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大 ⑪品種のグローバル展開
	I-3 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム	⑫食品アクセスの確保 ⑬食品産業 ⑭合理的な価格形成 ⑮食品安全・消費者の信頼確保
	I-4 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮	⑯農業生産活動における環境負荷の低減 ⑰食品産業・消費における環境負荷の低減 ⑱多面的機能の発揮
	I-5 農村の振興	⑲多様な人材が農村に関わる機会の創出 ⑳農村における所得の向上と雇用の創出(経済面) ㉑農村に人が住み続けるための条件整備(生活面) ㉒地域の共同活動の維持 ㉓中山間地域等の振興 ㉔鳥獣被害対策 ㉕都市農業の振興 ㉖農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大
	I-6 国民理解の醸成	㉗食育の推進 ㉘食文化の保護・継承 ㉙食品産業による国民理解の醸成 ㉚消費者の行動変容
	I-7 自然災害への対応	㉛東日本大震災からの復旧・復興 ㉜令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興 ㉝自然災害への備え ㉞自然災害からの復旧・復興
	II 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	①森林の有する多面的機能の発揮 ②林業の持続的かつ健全な発展 ③林産物の供給及び利用の確保
	III 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	①水産資源管理の着実な実施 ②水産業の成長産業化の実現 ③漁村の活性化の推進
	IV 横断的に関係する政策	①政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

令和 6 年度の政策評価体系

1 法第 7 条第 2 項第 1 号に該当する政策分野

大目標 (使命)	中目標	政策分野
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、 水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	1 食料の安定供給の確保	①新たな価値の創出による需要の開拓 ②グローバルマーケットの戦略的な開拓 ③消費者と食・農とのつながりの深化 ④食品の安全確保と消費者の信頼の確保 ⑤総合的な食料安全保障の確立(※)
	2 農業の持続的な発展	⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 ⑦農地集積・集約化と農地の確保 ⑧農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備 ⑨需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 ⑩農業のデジタルトランスフォーメーションの推進(※) ⑪イノベーション創出・技術開発の推進(※) ⑫環境政策の推進
	3 農村の振興	⑬地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ⑭農村に人が住み続けるための条件整備 ⑮農村を支える新たな動きや活力の創出
	4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応	⑯東日本大震災からの復旧・復興 ⑰大規模自然災害への備え ⑱大規模自然災害からの復旧(※)
	5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	⑲森林の有する多面的機能の発揮 ⑳林業の持続的かつ健全な発展 ㉑林産物の供給及び利用の確保
	6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	㉒水産資源管理の着実な実施 ㉓水産業の成長産業化の実現 ㉔漁村の活性化の推進
	7 横断的に関係する政策	㉕政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進(※)

※ 総合評価を行う政策分野

公共事業

1 法第7条第2項第1号に該当する個別公共事業

(1) 期中

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	北海	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	千葉県	印旛沼二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	岡山県	小阪部川	農村振興局水資源課	国
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	熊本県	玉名横島	農村振興局防災課	国
直轄	国有林直轄治山事業	福島県	小良ヶ浜	林野庁業務課	国
直轄	国有林直轄治山事業	福島県	西根川上流	林野庁業務課	国
直轄	民有林直轄治山事業	静岡県	小山	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	奈良県	十津川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	高知県	奈半利川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	新潟県	頸城	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	徳島県	祖谷川	林野庁治山課	国
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	北海道	沙流川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岩手県、宮城県	北上川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	新潟県、長野県	信濃川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県、静岡県	天竜川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、 京都府、奈良県	淀川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、 京都府、奈良県	淀川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	三重県、滋賀県、 京都府、奈良県	淀川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	岡山県、広島県	高梁・吉井川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	香川県、愛媛県	重信・肱川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長崎県	本明川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	寿都	水産庁計画・海業政策課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	三石	水産庁計画・海業政策課	国

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、 農村振興局水資源課、農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
海岸保全施設整備連携事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画・海業政策課
水産資源環境整備事業	水産庁計画・海業政策課
海岸保全施設整備事業（漁港）	水産庁防災漁村課

(2) 完了後

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	江別南	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	美蔓	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	兵村	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	北海道	長沼	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	福岡県、佐賀県	筑後川下流	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	北海道	中鹿追	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	富山県	庄川左岸	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	福岡県	筑後川下流左岸	農村振興局防災課	国
直轄	直轄地すべり対策事業	山形県	庄内あさひ	農村振興局防災課	国
直轄	直轄地すべり対策事業	高知県	高瀬	農村振興局防災課	国
機構等	独立行政法人水資源機構事業	群馬県	群馬用水緊急改築	農村振興局水資源課	独立行政法人
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	胆振東部 (胆振東部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	宗谷 (宗谷森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走東部 (網走中部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走東部 (網走南部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	青森県	東青 (青森森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	北上川上流 (盛岡森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮城県	宮城南部 (仙台森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	秋田県	子吉川 (由利森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福島県	奥久慈 (棚倉森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	栃木県	那珂川 (塩那森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	群馬県	利根上流 (利根沼田森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	静岡県	富士 (静岡森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	中部山岳 (中信森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	佐賀県	佐賀東部 (佐賀森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長崎県	長崎南部 (長崎森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	耳川 (宮崎北部森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	鹿児島県	始良 (鹿児島森林管理署)	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	鹿児島県	熊毛 (屋久島森林管理署)	林野庁業務課	国
機構等	水源林造成事業	山梨県	相模川広域流域	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	サロマ湖	水産庁計画・海業政策課	国
直轄	直轄特定漁港漁場整備事業	北海道	元稲府	水産庁計画・海業政策課	国

イ 補助事業

事業名	事業主管課
農業競争力強化基盤整備事業	畜産局飼料課、 農村振興局水資源課、農地資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画・海業政策課
水産資源環境整備事業	水産庁計画・海業政策課

2 法第7条第2項第2号に該当する個別公共事業

(1) 未着手の事業（法第7条第2項第2号イ、施行令第2条第1項）

ア 直轄事業・機構等営事業

該当するものはない。

イ 補助事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	農業競争力強化農地整備事業	千葉県	大楠	農村振興局農地資源課	千葉県

(2) 未了の事業（法第7条第2項第2号ロ、施行令第2条第2項）

ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	青森県	津軽北部二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	静岡県	三方原用水二期	農村振興局水資源課	国
直轄	国営かんがい排水事業	愛知県	尾張西部	農村振興局水資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	北海道	今金北	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営緊急農地再編整備事業	大分県	駅館川	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	北海道	産土	農村振興局防災課	国
直轄	国営総合農地防災事業	青森県	十三湖	農村振興局防災課	国

イ 補助事業

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	水利施設等保全高度化事業	北海道	更別第2	農村振興局水資源課	北海道
補助	水利施設等保全高度化事業	茨城県	富田	農村振興局水資源課	茨城県
補助	水利施設等保全高度化事業	埼玉県	荒川中部右幹線	農村振興局水資源課	埼玉県
補助	水利施設等保全高度化事業	埼玉県	荒川中部左幹線	農村振興局水資源課	埼玉県
補助	水利施設等保全高度化事業	千葉県	埜原	農村振興局水資源課	千葉県
補助	水利施設等保全高度化事業	千葉県	大布川	農村振興局水資源課	千葉県
補助	水利施設等保全高度化事業	千葉県	野田	農村振興局水資源課	千葉県
補助	水利施設等保全高度化事業	神奈川県	諸磯小網代	農村振興局水資源課	神奈川県
補助	水利施設等保全高度化事業	新潟県	赤川	農村振興局水資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	山梨県	一宮南部	農村振興局水資源課	山梨県
補助	水利施設等保全高度化事業	山梨県	みさか桃源の郷	農村振興局水資源課	山梨県
補助	水利施設等保全高度化事業	山梨県	穴山	農村振興局水資源課	山梨県
補助	水利施設等保全高度化事業	山梨県	菱山	農村振興局水資源課	山梨県
補助	水利施設等保全高度化事業	静岡県	西浦みかん立保古宇	農村振興局水資源課	静岡県
補助	水利施設等保全高度化事業	滋賀県	日野川	農村振興局水資源課	滋賀県
補助	水利施設等保全高度化事業	愛媛県	吉田	農村振興局水資源課	愛媛県
補助	水利施設等保全高度化事業	熊本県	第二多良木	農村振興局水資源課	熊本県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第三笠野原	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第二南亀	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第二大和城	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	崎原	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	沖縄県	西中底原	農村振興局水資源課	沖縄県
補助	農業競争力強化農地整備事業	青森県	土場川	農村振興局農地資源課	青森県
補助	農業競争力強化農地整備事業	岩手県	角川原	農村振興局農地資源課	岩手県

事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体	
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	打越	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	羽茂沖	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	農業競争力強化農地整備事業	山梨県	中山	農村振興局農地資源課	山梨県
補助	農業競争力強化農地整備事業	兵庫県	生田大坪	農村振興局農地資源課	兵庫県
補助	農業競争力強化農地整備事業	山口県	黒潟	農村振興局農地資源課	山口県
補助	農業競争力強化農地整備事業	鹿児島県	第三新富	農村振興局農地資源課	鹿児島県
補助	農村地域防災減災事業	岩手県	猿ヶ石北部幹線	農村振興局防災課	岩手県
補助	農村地域防災減災事業	岩手県	北照井堰	農村振興局防災課	岩手県
補助	農村地域防災減災事業	千葉県	香北第3	農村振興局防災課	千葉県
補助	農村地域防災減災事業	静岡県	新神子	農村振興局防災課	静岡県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	阿久比2期	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	新十三沖永	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	大岡	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	新天白	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	鶯戸川北部	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	愛知県	飛島北部	農村振興局防災課	愛知県
補助	農村地域防災減災事業	滋賀県	大井川1期	農村振興局防災課	滋賀県
補助	農村地域防災減災事業	佐賀県	東与賀	農村振興局防災課	佐賀県
補助	農村地域防災減災事業	熊本県	松原	農村振興局防災課	熊本県
補助	農村地域防災減災事業	熊本県	竜北	農村振興局防災課	熊本県
補助	民有林補助治山事業	青森県	芦菴	林野庁治山課	青森県
補助	民有林補助治山事業	山形県	御館山	林野庁治山課	山形県
補助	民有林補助治山事業	愛媛県	川下	林野庁治山課	愛媛県
補助	水産物供給基盤整備事業	福島県	請戸	水産庁計画・海業政策課	福島県
補助	水産物供給基盤整備事業	石川県	橋立	水産庁計画・海業政策課	石川県
補助	水産資源環境整備事業	島根県	隠岐（島前・島後）	水産庁計画・海業政策課	島根県

規制

1 法第7条第2項第1号に該当する規制

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

漁業法等の一部を改正する等の法律

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令

肥料取締法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜改良増殖法の一部を改正する法律

肥料取締法施行令の一部を改正する政令

押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令

租税特別措置等

1 法第7条第2項第1号に該当する租税特別措置等

保険会社等の異常危険準備金

取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除